

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案  
に係る第三者委員会（第8回）議事概要

1 日 時 令和5年5月19日（金）午前8時59分～午後0時02分

2 場 所 法務省第1会議室（20階）

3 出席者

（1）委員（座長・座長代理を除き五十音順）

永井座長、佐伯座長代理、安藤委員（リモート）、岡田委員、小山委員、田島委員、土井委員、名執委員、水藤委員

（2）事務局

矯正局 細川総務課長、煙山参事官、西岡参事官、森田成人矯正課長、吉野官房付、荘成人矯正課企画官、佐伯成人矯正課企画官、大内警備対策室長、新池谷矯正監査室長、渡部矯正調査官

4 議題

（1）刑事施設視察委員会に関するヒアリング

名古屋刑務所視察委員会委員長 川本 一郎 氏

福島刑務所視察委員会委員長 高橋 有紀 氏 （資料 別添1）

（2）再発防止策について

（3）事務連絡

5 概要

○煙山参事官 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第8回、名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会を開催いたします。

なお、本日、安藤委員におかれましてはリモートにより御参加を頂いています。また、所用のため若干中座をなさる予定があると伺っていますので、あらかじめお知らせします。

それでは、議事に入ります。以後の進行は永井座長にお願いします。

○永井座長 それでは、これより第8回の議事を進行します。

本日は、まず刑事施設視察委員会委員長の方々へのヒアリングを実施したいと思います。その後、休憩を挟んで、再発防止策についての意見交換を行いたいと思っています。

では、ヒアリングについて、事務局から説明をお願いします。

○煙山参事官 それでは、ヒアリングに移ります。本日は、名古屋刑務所視察委員会から、弁護士でもある川本一郎委員長、福島刑務所視察委員会から、福島大学准教授でもある高橋有紀委員長に御出席を頂いています。川本委員長からは、本件事案を踏まえた視察委員会の運営及び視察の対応についての課題、高橋委員長からは、福島刑務所視察委員会における取組の現状と課題について御紹介を頂き、その後、お二方からの御説明に引き続いて、質疑応答を行う形でのヒアリングにさせていただきたいと思えます。

それでは、川本委員長、よろしくお願ひします。

○川本参考人 よろしくお願ひします。名古屋刑務所視察委員長で、愛知県弁護士会所属の弁護士です。愛知県弁護士会でも、「刑事処遇に関する委員会」にいまして、名古屋刑務所の視察委員会は現在3年目です。去年も委員長でした。また、愛知県弁護士会の「刑事処遇に関する委員会」に約20年間在籍していますので、実は前の名古屋刑務所での事件があった際も既に関わっていましたし、名古屋での裁判なども、比較的身近で見っていました。今回、不適切処遇事案があったことは、非常に残念であり、今回は名古屋刑務所の視察委員会として、視察委員長として見たこと、思ったことを話します。

まず、御存じのとおり今回、暴行・不適切処遇ということで社会に発表されたのが2022年、去年の12月9日でしたが、実際に名古屋刑務所視察委員としても、これ以前には事件のことを全く把握していませんでした。この年の後半の視察委員会の開催日は8月9日、10月31日、12月1日でした。今発表している情報によると、8月下旬頃には刑務所側は事態を把握していたと言われていいますので、8月9日の段階では幹部職員が分からなかったのも仕方ないんですが、直近の12月1日の委員会のときにも我々は何も知らされなかったわけです。

視察委員会では通常業務として、受刑者が箱に意見提案書を入れて、それを開いて中身を読んで、施設に対して確認等を求めるということをやっていますが、そういった通常業務はこの8月も10月も12月も普通にやっていました。全く職員に対して文句がないわけではなくて、それ以前からずっとあるような、特定の刑務官のひいきがあるとか、言葉遣いが悪い者がいるとか、そういったものはありましたが、私は暴行を受けています、不適切処遇を受けていますといった意見提案書は我々も見せていません。

それから、委員会としては施設側が何か隠しているのではないかとということも一応疑いましたが、名古屋刑務所の視察委員会では、意見書箱は全部鍵で施錠されて、その鍵は私、委員長が印鑑を打った封書で封印して保管することになっていますので、物自体は刑務所

側のロッカーに保管するのですが、意見提案箱等が不正に開けられたりとか事前に見られたりしているような形跡は一切ありませんでした。それから、視察委員会で面談というのを実行しています。名古屋では大体毎回3名から2名程度を、希望を基に実施しているのですが、この発覚以前に面談でもやはり暴行等の申出はなかったと。要するに、通常の視察委員会の活動では本件の事件というのは発見できなかったわけです。

さらに、我々が非常に残念に思っていることとして、本件の事件について事前に聞いていた事実があります。どういうことかといいますと、まず、私ではなく、私の以前の刑事視察委員長をやっている弁護士の事務所に、匿名で、「名古屋刑務所で大規模な暴行事件が発生しているんだけど、おまえたちは知っているか」というような、いわゆるたれ込みの電話のようなものがあつたそうです。その委員長を通じて、「こういう連絡があつたよ」ということを私は聞いておりました。あとは、これはネット上に公開されていたもの、私が見たのはY o u T u b eに11月ぐらいに上がっていたものですが、名古屋刑務所で公開されていない集団暴行事件があることを語っている動画があつたことも、我々委員会は把握していました。

ただ、どちらも匿名の怪しげな電話や、あるいはネット上の情報であり、根拠不明のデマが多いですし、何よりも、我々視察委員会が少しも知らないわけですから、視察委員会も知らない未発表情報なんてあるわけがないと思っていましたので、直ちに調査はしませんでした。

ところが、10月と12月の委員会の間に、住所は名古屋刑務所宛で、視察委員会宛に、2通、匿名の手紙が届いていたのです。これは刑事施設外からの手紙ですが、意見提案箱からの意見書と同じような扱いにして、12月1日の委員会開催日に、名古屋刑務所視察委員会の9名の委員がそろっている状態で、私が封を開けて、中身を皆で見ました。そうしたら、その中身も、「名古屋刑務所でこういうことが起こっているけれども、どうなっているんだ」ということを匿名告発するような内容でした。

このとき、最初の電話、ネットに出ていた情報、それから2通の手紙に書かれていた情報は、大体同じようなことが書かれていたので、委員の間で、これは確認する必要があるということでもとまりまして、12月1日の意見提案をまとめた段階で、幹部職員側に意見提案の内容を言う場で、意見提案以外に、「暴行等のたれ込みのようなものがあるが、これについてはどうなのか」という質問を私から所長にしました。ところが、所長からは、そのような事実はないと言われてしまったのです。それから、調査中であるという報告も

なかった。要するに、デマであると思うし、一笑に付される感じで、細かくも答えてもらえなかったんですね、非常に残念ですが。

結局、12月9日に至ります。法務大臣が発表したのは夕方頃だったということですが、私のところは2時頃に名古屋刑務所の所長から直接電話がありまして、実は今日、4時からこのような発表があるということを知り、それが我々が事件を知った最初、一般人より数時間早いだけでした。

私はそのときは電話で会話することができましたので、所長にそのときも少し文句を言いました。「1週間前の委員会で、このことを私は聞いたじゃないですか、何で教えてくれなかったんですか」ということを言ったのですが、そのときも「未確認の状態でしたので」などと言われましたが、何にしても我々は事件を隠されていたということです。視察委員会としては通常どおり活動し、さらに、こちらからも情報提供を求めるなどしていたのに、結局、事件の発覚から3か月以上も、起こってからは1年ぐらい全く把握できなかった。視察委員会があるのに、今回の事件に関しては何も機能できなかったというのは、非常に残念としか言いようがありません。

私も、このような施設の対応に違法があるのではないか、報告義務があって、義務違反みたいなものがあるのではないかと思ひ、関連の法令を調べたのですが、義務みたいなものではなくて、釈然としなかったのは事実です。

その他、視察委員会から出ている意見についても述べます。名古屋刑務所の視察委員会は9名で、弁護士以外では大学の教授や医療関係者、それから刑務所の地元であるみよし市の関係者などから構成されていますが、かなり積極的にやってくれている委員会です。何もせずにいるという方はいなくて、いろいろ意見を言うてくださる委員会です。

まず、私が言ったのと同じように、視察委員会がいたのに役に立たなかったのが非常に残念であると、やはり権限強化とか報告義務、それから、意見提案に対する何らかの影響力、法的拘束力まではないにしても、場面は違うかもしれませんが、人事院勧告のような、何らかの法的効力はないけれども一定の影響力はあるというようにすべきではないかという意見が出ました。

それから、視察委員会の開催日が年6回であり、名古屋刑務所も年6回やっていますが、回数を増やしたらどうかと。一番多い意見では、月1回、年12回にしてはという意見が出ましたが、ここで、大学の先生から、私は授業がある中で、授業が休みの日を縫ってこの予定を入れていて、それだと参加できない日がかかりできてしまうといった意見が出た

ので、調整は必要だと思いますが、視察委員会の開催日を増やしたいという意見は出ました。

それに関連して、現在、視察委員会は会議の開催のような位置付けになっている。だから、委員が決が採れるように奇数の人数になっていると思いますが、全員出席することが原則で、会議室でやることとなっています。視察委員会と名が付いている以上、視察調査を中心に施設見学、特に、他施設見学等を増やしてはどうかと言っています。そのときに委員9名で常に動かなくてはならないと、機動力が減ってしまいますので、委員単独や、あるいは2、3人、4人等、一部の委員による視察活動も、正式な委員活動であると認めもらうことが必要ではないかということです。

あと、これは以前から出ている話ですが、抜き打ち視察ですね。抜き打ちといってもいきなり見に行ってみせてもらうわけにはいかないないでしょうから、当日通知して見に行く形になるでしょうが、実際には他の施設ではやったことがあるという話を聞いたことがありますし、抜き打ちではないですが、過去の名古屋刑務所視察委員会は、時間外の視察や、夜間に及ぶ視察をやっていたということですので、私が視察委員長になってからは一回もやっていませんでしたが、そういうこともやるべきではないかと。委員の中からは、今回のような不適切処遇が行われている時間帯に委員が入っていたらどうだったかという意見も出ています。

あとは、受刑者との面談は実施していますが、一般職員との面談もやるべきではないかと。これも現状、できる、やったことがあるということも聞きますが、制度の中に取り入れたらどうかという話が出ています。受刑者の面談は受刑者からの申出を基にやっていますが、実は今回の被害に遭っていた3名の方は、意見書も出していなかったし、面談の申出もしていませんでした。申出をする能力がなかったようですが、そうすると、こちら側から積極的に面談していくような方法が必要ではないかという意見も出ていますが、名古屋刑務所は本来は約1,300人、今は施設の建て替えの準備をしている関係で約900人の収容になっていますが、それでも1,000人前後の人数がいる中で、こちらから指定して問題のある人に当たるかどうかは、なかなかどうなのかという意見もありまして、どういう方法が一番適切なのかはまとまっていません。

それから、これは名古屋刑務所視察委員会の変化の問題ですが、これまで、意見提案書の回答は、片方に我々が出した意見提案というのが書いてあり、もう片方に文書で回答が書かれているだけのものが出てきて、我々に対してもそれだけが示されていたのですが、発

覚後だからということもあるのですが、今年の3月23日の委員会からは、我々の会議をする部屋に、資料のようなものが積んであり、これまでに公表されているものですが、調査の資料も見せてもらえたんですね。

特に、1月、3月と、この間の5月に委員会を開いていますが、今回の事件発覚後から、幾つか気になるものや、急に、暴行などを受けたという意見提案が増えました。面談を1月にやったときは、2人実施して、2人とも、私も実は暴行を受けたという内容でした。それはきちんと見なくてはいけないということで、資料や、動画を映してあるものがありましたので、それを限られた時間の中で見られるだけ見たのですが、こういう運用というのは今回、反省したからやるとかいうだけではなくて、全国的に、見たければ見られるという運用にすべきではないかと思いました。

また、この事件発覚後に、「実は私もその3人以外に暴行を受けていました」という申出の回答は、「適正な運用であり、不正はなかった」というような報告、回答でした。本当かなと思って、我々が意見を見ると、自殺しようとしている受刑者の方を下ろして保護室に入れる内容が映っていました。施設側の認識は適切な運用なのかもしれませんが、我々委員、特に専門家ではない一般のみよし市職員やお医者様の委員から見ると、非常に暴力的な制圧状況に見えました。さすがに首をくくっている状態を映し始めたときには既に誰か職員が支えていて、首をつらないような状態にはなっていたのですが、下ろした後、がっつと床に複数の刑務官が組み敷いて、その状態で血圧等を測っていました。お医者様の委員は、「あんなにぎゅっと押さえ付けられた状態では正常なバイタルは測れない」と言っていましたし、その後、保護室に連れていかれる状態も、多人数でずるずる引きずる連行のされ方でした。また、引きずられている間ずっと、暴力を受けていますとか助けてくださいなどということをやめられているのですが、それが大声であるという違反だということで、防声具という、顔面に口も塞ぐマスクのようなものを取り付けられ、その状態で保護室に入れられてしまいました。

別の時間帯で、経緯が分からないのですが、保護室の中で指示に従わなかったことで、保護室の外から、座れ、座れというような指示をされているのだけれども、全然言うことを聞かない、保護室の中ですよ、既に。そうしたら、ヘルメットとアクリルの透明の、機動隊が持っているようなシールドを透明にしたような装備が刑務所にはあるのですが、それを持った職員が保護室の中に入って行って、壁にぼんとそのまま押すような使い方で、壁にどんと押し当てて動けなくして、第二種手錠といわれるものをはめている状態が映って

いました。シールドは本来、守る武器であると思うのですが、正直に言って、保護室の中でそこまでする必要があるのかなど、いろいろ我々委員会としては疑問を持ったということがあります。本来このようなものは、視察委員会は意見を聞くだけではなく、どういう調査結果であったかを知るべきだと思いますので、御検討いただきたいと思います。

最後に意見提案書の扱いについて、実はこの事件以前から、意見提案書の扱いが全国でばらばらであることが、愛知県弁護士会や名古屋刑務所で問題になっていましたし、全国でも問題になっていました。別のことなので経緯は話ませんが、全国で扱いがばらばらであるということで、どのように扱うべきかということがありました。例えば、もし不適切処遇の指摘があった場合に、それを書いてある基の意見書、提案書というのはある種の証拠になるわけですね。そういうものの扱いをどうするかというところで、一応、公文書に当たるという指針は法務省から示されているわけですが、やはり法律を読んでも、この意見提案書は、受刑者が直接、施設職員を介さずに視察委員会に通し読むことができるという、視察委員以外の施設職員が見ないことが前提となっている文書なので、幾ら調査のためであっても、意見書原本を刑務所側あるいは、更に上級庁が見るということは、視察委員会としては認められないという意見でした。

名古屋刑務所の運用としては、本来、視察委員会は個々の事件の対応をするものではないということが前提になっています。実は名古屋刑務所や、非常に意見書の数が多い豊橋刑務支所の意見書の中には、複数の受刑者から同じ刑務官の名前が何度も出てきたり、あるいは、受刑者自身の名前を書いてある意見提案書があるんですね。匿名ではなくて、私はこういう目に遭っているというものがある。それは、皆で議論して、本人の名前が書かれていて相手の名前も出ているものは、工場や居室や所属や実名を出すという運用を既にしていましたので、書式又は運用を改めて、後からでも、調査した場合に、視察委員会側で対象者あるいは申出者の実名を出してもよいと判断する場合は、その内容を細かく出せる仕組みにすればよいと思っています。全国的に同じ指針にするかというのは議論があるところですが、名古屋刑務所では既に行っている運用です。

あとは、名古屋刑務所の意見書は、専用の書式なのですが、専用の書式を使っていない、普通の便箋などに意見が書かれているというものが全体の3分の1から、多いと半分ぐらいあります。この議論が始まってから、提案箱の位置や、提案書が取りにくいのではないかとの意見もあることは承知していますが、名古屋刑務所ではその問題はそんなに起きないと思っています。結局、手元の紙で書式に従わずに出しても、我々が見るだけなので、

問題が生じないんですね。あとは、名古屋刑務所は広大ですので、入れにくい箱、入れやすい箱はあるのかもしれませんが、空っぽの箱もあれば、ぎちぎちに詰まっている箱もありますが、本当に膨大な量があるので、入れにくいような事情は名古屋刑務所に関しては、なかったと把握しています。

私からは以上です。

○煙山参事官 ありがとうございます。

では、引き続きまして高橋委員長から御発表をお願いします。

○高橋参考人 よろしく申し上げます。私の方はレジュメと、見本として、福島刑務所視察委員会の委員会ニュースレターを配布しましたので、そちらを御覧いただきながらお聞きいただくと分かりやすいかと思えます。（※資料 別添1参照）

もともと私は刑事政策の中でも更生保護の研究をしまして、2015年に福島大学に刑事法の担当として着任しました。福島刑務所では、私が着任する以前、この視察委員会の制度ができた当時から、私の前任の刑法の教員が委員長を務めていたようで、その人が定年になるタイミングで私のところに視察委員会が回ってきました。それが2017年のことです。また、私は更生保護、保護局の関係でも、国立の更生保護施設の福島自立更生促進センターの第三者委員会、これは、先ほど申し上げた刑務所の視察委員をされていた先生とは別の人がやっていたものですが、そちらも2017年から担当しています。恐らく矯正と保護と両方の第三者委員会のようなものを行っているのは全国で私だけなのかなと思っています。また、2019年度から福島県の再犯防止推進計画を作る委員会の委員長もしています。そういったことで、視察委員会の委員であると同時に、刑事施設視察委員会や、その他の第三者委員会について研究もしているといった立場にいます。

補足ですが、卒論のテーマが刑事施設視察委員会についてでした。大学院に入ってから更生保護の研究に変わったのですが、そういった経緯で、制度自体に関心を持ち続けながら委員として活動しています。

福島刑務所の視察委員会は、こちらに書いたように、委員は5名です。先ほど申し上げたように、発足当時から大学の教員が委員長をしています。その後、一時期弁護士の先生が委員長をされていた時期もありましたが、現在は私が委員長で、昨日行われた今年度第1回の委員会で、引き続き私が委員長を務めることになりました。

福島刑務所は特徴的な点として、本所が、850人程度と書きましたが、昨日現在800人を割って790人前後収容されていて、収容定員はもう少し多いです。女子を収容して

いる福島刑務支所は、ここ数年は350名前後で推移しているということです。刑務支所に加えて、単独で視察委員会を置くのが難しいという理由があるようで、拘置支所も我々が管轄しています。そのため、これまで、年6回の委員会のうち1回は拘置支所の視察に充てていましたが、今年度の会議で、6回しかない会議の1回を拘置支所の視察で潰してしまうのはよくないのではないかと意見が出て、今年は拘置支所の視察は1回スキップしようとなりました。しかし、それで拘置支所の方は大丈夫なのかという問題があるので、来年度以降どうしていくかは、課題であると思っています。

委員会については、先ほど川本先生からもありましたように、福島刑務所視察委員会でも最初に施設から概況説明や、前回の投函意見の回答等があった上で、それに関して委員と施設側で質疑等を実施し、必要に応じて面接や所内の視察をしています。面接は、福島も大体1回約2、3人から希望があります。その後、投函意見を開封したり、委員の間で意見交換をしたりして、面接で出た意見等について施設側と意見交換をするといったことをする形で毎回進めています。

特徴的な取組として、私はどこの委員会でも作っていると認識していたものの、事前に必ずしもそうではないということを伺ったのですが、委員会ニュースを毎回発行しています。これは発足当時から発行されているとのこと。投函意見や面接で出された意見に対する施設側の回答を紹介しています。こちら、先ほどの川本先生のお話と少し重なりますが、個人名や寮や工場の名前を含むような、事案が特定される内容や個人が特定される内容については書きませんが、どのような活動をしているかできるだけ詳細に伝えるように、また、委員会が、被収容者の方や施設の職員の方に、関心を持っているんだということが少しでも伝わるように意識しながら文面を書いています。こちらについては、施設側で確認の上で掲示等を行います。これは日付が入っていませんが、確認の上で回覧されるので、確認が済んだ日付を施設側に入れてもらっています。

また、福島刑務所視察委員会の特徴的な取組として、県の弁護士会の人権擁護委員会と年1回、双方の活動や、人権擁護委員会が扱っている刑務所の受刑者の方から来ているケースに関して意見交換をしています。例えば、昨年、クリスチャンでない日本人の人がクリスマスカードを送れないということが人権擁護委員会に上がって、人権擁護委員会から福島刑務所に勧告が出され、それで施設内の運用が変わったということがあり、この問題は昨年の3月の委員会の意見交換の際に話題になりました。そのような形で人権擁護委員会が扱っているケースに関する意見交換もしています。

あと、これは委員会の活動とは別で、来られる人のみだったのですが、各種行事、コロナ前は運動会や、他施設の分類教育の方がいらっしゃるような、改善指導の公開授業に我々も参加させていただく機会等もありました。

これも福島のローカル運用なのですが、年度末の意見書を法務大臣に直接送付しています。これも発足当初からやっていたものの、2019年度から、当時の委員長の方がそれをしていなかったもので、しばらく途絶えていたのですが、今年度は委員の総意によって、大臣に送付することになりました。これについては、委員会ニュースの、3ページ目、5の④、レジュメの③に書きました。福島でも職員の言動等に対する意見は非常に多いのですが、その背景の一つとして、福島刑務所は今、非常に職員負担率が高いといったことがあるのではないかと考えたものの、職員を増やすというのは、施設長に意見書を出したところで改善する問題ではないので、国として対応していただくべきじゃないかと、そういった委員さんたちの意見もあって、大臣にも送りました。

あと、これは委員会の活動ではなく、私が個人でしていることですが、刑務所の運営や矯正について社会の理解を深めるために、ここ数年、コロナで矯正展ができていないので、大学で矯正展を開催する活動をしていたりですとか、刑法とか刑事訴訟法の授業で機会を見て、刑事施設視察委員会が何であるのか、なぜこのようなものが大切なのかということ、最近ですと入管の問題や、八王子の精神科病院の問題等と絡めて、収容施設に第三者の目を入れることの必要性や意義をできるだけ話すようにしています。

委員会によく寄せられる意見は、これは恐らくほとんどの視察委員の方のあるあるだと思いますが、ここに書かれたようなものが中心です。名古屋の事件の後に施設長の方から、うちの施設でも同様の出来事がないかを確認したが、そのような事案はありませんでしたといった報告を受けました。確かに、今日の資料にもあるような、アルコールスプレーをかけるなどといったものは、少なくとも我々のところに来ている意見では無いですが、暴言を受けたとか無視されたなどといったものは、私たちのところには、投函意見として多数来ているにもかかわらず、施設長から「いや、うちでは名古屋のようなことはありませんでした」と言われてしまうと、認識のギャップや、どこまで各施設で確認をしたのかと思ってしまう部分があります。

続いて、そういった福島の状況も踏まえて、ここは川本先生のお話とも重なるかと思いますが、視察委員会の意義と課題について、私の考えていることをお話しします。一つ目に、先ほどのお話とも重なりますが、個別の案件について現状、調査するのが難しいことがあ

ります。施設側から、調査しても「事実がありませんでした」とか、「事実と異なっていて、被収容者の人はそう言ったかもしれないが、我々としては適切に対応したんです」という様な回答されることが多いことに加えて、より強固な捜査権限に近いような権限を付与されたとしても、それぞれに委員が本業を持っていますので、当該権限を駆使して調査を行うということは難しいと感じています。

併せて、急な事案があったときに臨時で委員会を招集する等が本当はできるとよいと思いますし、1年の委員会の回数を増やすべきではないかという議論がありまして、福島でも同じような議論はありますが、大学の教員はなかなか簡単に行けない、これは弁護士さんやお医者さんも同様なので、そこについてはある程度、例えば文科省等に、こういった委員をしている大学教員の勤務について、ある程度柔軟な対応を、例えば休講だとかについて柔軟な対応をしていただきたいことを法務省から要請するとか、日弁連や医師会の先生の中には、委員会の業務によって一旦、本務をお休みしないといけないことが経済的な負担になる先生方もいらっしゃるかと思うので、そこについて何らかの手当てが頂ける仕組みを検討していかないと、機動性を上げることは難しいと思っています。

また、先ほどもありましたが、本来この制度は、透明性の確保や国民の理解の増進が制度趣旨としてあった中で、どこまで個別の事案の救済を行うべきかということは、考える余地があると思います。既に、人権擁護委員会の制度や、官公庁への意見の提案等、様々な制度がある中で、委員会が独自に問題を見出した点について、調査や意見提起ができる制度設計を考えていく必要があると思います。

また、現在福島で、委員の中でも職員が見ないことが前提の投函意見について、これは先ほどの川本先生のお話にもありましたが、個人が特定される内容をどこまで施設側に伝えるべきかということで考えが異なる点があります。恐らく投函する人の中には、ある程度、自分が書いたと分かってもいいから、その事案について調査してほしいとか、関係者に対して指導をしてほしいという思いで書いている方もいると思いますが、一方でそうではない人もいますので、例えばこの事案についてこのような処分をしましたとかをニュースレターに書くと、それによって、ここに書いたことは具体的なことが施設側に調べられてしまうのだと受け取られてしまい、意見提案をしづらくなってしまう人もいないか、そういったことを言う委員の方もいらっしゃる、ここはすごく難しいと思っています。その意味で、個人が特定されてもいいので、具体的な調査、解決を求めたい人用の紙と、匿名で本当に意見提案や情報提供をしたいという人と、用紙を2種類分

ける等しても良いと個人的には思っています。

現在の施設とか被収容者との関係について個人的に感じていることですが、「こういう意見がありました」とか、「我々としてはこう思うんです」ということを言っても、なかなか施設の都合を説明されるばかりで変わらないことが多いと、委員さんの士気にも非常に影響してくると感じる場合があります。言っても変わらないと思うと、委員会自体が、やってもむなしという気持ちになってしまうという方もいらっしゃいますし、逆に小さなことでも意見が反映されると、委員会の中に前向きな雰囲気が生じてきますので、そこはお互いの歩み寄りが必要であると思っています。

また、施設側の対応が各年度の所長さんによって大きく変わって、現在の所長さんは非常に熱心に情報提供をしてくださいますし、我々の意見もある程度取り入れられる部分は取り入れるという対応をしてくださるのですが、全くそれをしてくださらない所長さんもいらっしゃったりして、そこは本当に、その点もその年の委員会の雰囲気に影響を与えていると思います。

あと、委員会は、職員の方には被収容者寄りだと思われることがありますし、一方で私は研究者なので、研究をしていると、委員ではない研究者の方からは、委員会は、施設に同調しがちで、専門家も少ないから、お飾りみたいなものなんだろうという言われ方をしてしまうことがあるのですが、いずれも誤解かなと思っています。委員の中には、職員の方の業務が大変だという理解を示す意見を言う方もいますし、施設に批判的な意見を積極的に言われる方であっても、職員の方の労働環境を整えて初めて適切な処遇ができるんだという、そこについては多くの方が共有されているかと思っています。

また、先ほども映像を見て、一般の方から見るとそれは暴行ではないかということがあったというお話がありましたが、実際、経験の浅い委員さんや、刑務所だからしょうがないという感覚がない方が投げ掛ける疑問がクリティカルである場合や、長く続けることで問題意識を深める委員さんもいます。

あと、先ほどもあったように、意見や面接を求める人はかなり限られている中で、必ずしも全員がそういう人ではないということを、私は更生保護の研究もしているので、そのように感じている点と、刑事政策全般との関係では、弁護士の委員さんも含めて、出所後のことや、満期釈放と仮釈放の違いなどをなかなか分かってくださらない方が多く、それも国民に理解され支えられる行刑ということとの関係では課題なのかなと、これは名古屋の事件とは外れますが、個人的に感じている問題意識としてあります。

そういった意味で、現状の委員会の制度は、いわゆる広報効果というか、国民に理解を得るといった観点で一定の意義があると思っています。中には、委員の専門性を高めて、より強力な委員会を作るべきという考え方もあると思いますが、一方で、よく裁判員裁判について言われるように、専門家でない人だからこそ気付く点があるといったことや、専門家でない方が委員になることで刑事政策全般への理解が深まるといった観点は、私個人としては、すごく大事だと思っています。

そういったことを踏まえると、施設側に対しては、委員会は決して施設の粗探しをするためにやっているわけではなく、施設を良くするためにやっているということを一般の職員の方にも理解していただきたいなと思います。私個人はこのニュースレターも、あえて最後のページにイラストを付けたり、最後に一言毎回付けているんですね。これは春だったので、花や新緑が美しい季節が、冬だと、寒いけれど頑張ってくださいとか、一言付けているのですが、受刑者も同じ人間だと思っているので、同じ人間に対して気を遣う言葉であったり、次のニュースまで空いてしまうけれども、ちょっとお待ちくださいといったことについても、受刑者だから待つ当たり前だろうという態度ではなくて、こういった気を遣う言葉を委員の人たちが投げ掛けているというところから、多くの施設の方に学んでいただく、学ぶという大げさというか偉そうですが、それが市民感覚なんだなといった発見をしていただけたらいいなと思っていますし、そういったところも、委員会の意義として感じていただきたいなと思っています。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございました。お二人の委員長から詳しいお話を伺いました。

それでは、ただいま伺ったお話に関連して、質疑を行いたいと思います。御質問がある委員の方は挙手をお願いします。

○岡田委員 川本先生、高橋先生、貴重なお話を本当にどうもありがとうございました。視察委員会の実情が本当に具体的によく分かりましたし、制度としてこの視察委員会を十分に機能させるということが不適正処遇の防止に極めて有効であり、必要であることがよく分かりました。また、視察委員会として相当な御苦勞がありまして、御努力をされていることには敬意を表したいと思います。

何点か質問させていただきたいのですが、川本先生からは、今回の不適正処遇が発覚した後に、刑務所側の対応が一部変わったという御説明を頂きましたが、高橋先生は、福島刑務所の対応に関して、今回の名古屋刑務所の問題の前後を通じて何か変化があったのかと

ということについてが、まず1点目です。

それから、この委員会ニュースレターというものについて、私は初めてこういうものがあることを拝見したのですが、振り仮名も振っておりますし、とても易しい言葉遣いで書かれていて、受刑者の方もよく内容を理解できるものですし、また、被収容者の方々が自分たちの考えを理解してくれる、そういう場所があると、よりどころになるのではないかと、ということで、非常に有益であると思っています。それに関連して、御説明によりますと、このニュースレターについては、施設側に確認を求めた上で掲示等により回覧するということですが、これまでに施設側からこのニュースレターの原案に関して何か修正を求められたことがあるかないか、あるとすれば、その内容について教えてください。

また、この委員会ニュースレターを具体的に起案というか作成する方は、持ち回りとかでやっているのか、あるいは一時的に起案する方を決めているのか、あるいはまた、この視察委員会に関しては、施設側に何か事務局的な体制というか、フォローしてくれるようなスタッフの方が、常時ではないんでしょうが、いるのかどうかということについて、教えていただきたいと思います。

○高橋参考人 分かりました。3点ですね。

1点目ですが、特に、先ほどあったような調査の原資料が見られるようになった等のことは無いんですが、恐らく福島の所長さんの方針なのかなと思います。名古屋刑務所事件を受けての本省の方での動きであったりとか、それを受けて福島でどのような研修をしましたというものについては、研修のパワーポイント等も私たちにも配られて、必要に応じて説明をしていただけました。

ニュースレターについては、特に検閲的な観点で確認をされるということはないのですが、書いた内容について万が一保安上問題のある内容等が書かれていた場合についてチェックしたいということで、事前に送っています。過去、修正を求められたことは何回かありまして、一つは、回答を頂いた後に運用が変わったということで、そちらを踏まえた内容に書き換えてほしいと言われたことと、保護室等が汚いという意見があったときに、私たちは中を見させていただき、意見があったので中を視察しましたということを書いたら、視察してどういう印象を持ったのかということを書き加えてあげた方が被収容者の方にとっても良いのではないかと施設から言われて、一言、確かに古いところはあるけれども、掃除はされていると感じましたということを書き足したことがありました。

ニュースレターは、これは慣例として委員長が一人で作っていて、これに限らず、委員長

は事務量が多く、私は先ほど申し上げたように、研究テーマと重なっているのですが、苦にならずにやっているところはありますが、それでもほかの仕事が忙しいと、ばたばたするところはあるので、そこはどこの委員会でも大変なところなのかなと思っています。

福島刑務所については、施設側では庶務課長の方が窓口的な役割をしまして、委員会の回ごとの議事録や施設側の回答した内容について、耳で聞き取るだけだと限界があり、聞き違い等もありますので、それを文字起こししたもの等を庶務課長の方からメールでこちらに送ってくださるといった形でやっていて、庶務課長さんには委員会の招集等も含めて非常に事務的な部分でお世話になっています。

○岡田委員 ありがとうございます。川本先生、名古屋刑務所の事務局的な体制を教えてください。ただければと思います。

○川本参考人 名古屋刑務所も同じでして、名古屋刑務所の庶務課長さんと庶務課長補佐さんに事務局的な対応をしてもらっています。ただ、結構、毎年人が替わるんですね。我々の方が長い、要するに、本当は事務局的な人がずっといた方が連続性という意味では引継ぎをやりやすいのですが、委員の方が任期が長いものですから、そこはやりにくい部分ではあります。

○岡田委員 ありがとうございます。

○永井座長 それでは、ほかに御質問はいかがでしょうか。

○土井委員 お二人とも非常に熱心に取り組んでおられるということがよく分かりました。ありがとうございます。

お二人にお聞きします。まず、川本先生ですが、視察委員会の権限を強化して、今回特に、せっかく視察委員会があるにもかかわらずこの案件を把握できなかったということも踏まえて、権限の強化をという御提案を頂いていると思いますが、具体的にどこをどのようにしたらいいのかということについて、もう少しお考えをお聞かせいただければと思います。

他方、高橋先生は、仮に強固な調査権限が与えられたとしても、それぞれ本業を持つ委員がその権限を行使して十分なことができるのかという疑問を呈しておられて、そうすると、川本先生の御提案のように権限強化しても、どうなんだろうということになるかと思うのですが、この辺り、我々としてもこの委員会で調査権限をどうするかということの議論は避けて通れないと思っているので、もう少しその辺りをお聞かせいただけたらと思います。

○川本参考人 まず、私からですが、名古屋刑務所の視察委員会の中で出た議論として、皆が

口をそろえて言うのが、先ほどの経緯説明のとおり、調査中であるということも教えてもらえなかったんですね。確認中だからまだはっきり分かりませんと答えていただけるなら、別にそれでよかったのですが、何もないと言われてしまったということが、皆、ショックで、事件隠しだと受け取りました。何か調査中のことがあるのであれば、それは我々に共有するというか、報告してもらおうべきではないかというのは言っているところです。権限強化に関しては、視察範囲、見せてもらう範囲を強化するということを言う委員が多くて、資料の閲覧ということも出ていたのですが、既にある程度、運用で実現しつつある部分はあります。

私からは以上です。

○永井座長 権限の強化に関連して、高橋先生からも何えれば有り難いと思います。

○高橋参考人 難しいところではあると思って、例えば、本当に何があったか調べようとしたら、その関係者の人から話を聞くであるとか、それを訴えている被収容者の人からも事情を聴くといったことが望ましいのかもしれませんが、そういったことをするというのは、先ほど申し上げたように、ほかの仕事を本業にしている者で構成されている委員会には難しい部分はあるだろうと思います。

ですので、何か別の専門的な、例えば矯正局や、総務省の委員会であるといった別の機関に調査を求めるような、その調査に付すというような権限を視察委員会に与えることは、一つの方法なのかなと思っていますし、今回、そういった行政内部の機関でなくても、何か外部の専門家からなる調査機関というのを別途設けて、そこに視察委員会の名義で調査を求めるような、そのような仕組み等があるといいのかなと思っています。

○土井委員 ありがとうございます。

○小山委員 お二方とも、大変分かりやすい御説明を本当にありがとうございました。

川本先生のお話の中で、結局、被害を受けた3名の方は全く意見書も何も出していないという辺りで、当事者がそれと認識できない、その能力がないという表現でした。結局のところ、意見は出てこないけれども、いわゆるアウトリーチ的な形で何かが不適切だぞということを感じることが必要なんだろうなと思います。その上で、それに対する方法や限界もある程度、御説明は頂きました。例えば、障害者虐待防止法の中には通報義務が課せられて、施設職員が虐待防止センターや市区町村などに通報することがなされるわけですが、この意見の中に、「自分ではないけれども隣の受刑者の方がこんな暴行を受けているぞ」、といったものもあるんでしょうか。

○川本参考人 暴行については、無いですが、例えば日常の無視や勤務懈怠のたれ込みをするような内容の意見書はしばしばあります。例えば、工場で誰々さんが狙ってひどい扱いを受けているんじゃないかというようなことが書かれているものは過去にもありましたし、自分のことでないものが書かれているものは見たことがあります。それは、調査方法の一つにはなると思います。自分で意見を言えない人を、ほかの方から言ってもらおうというのは有効なのかなと思います。

○小山委員 ありがとうございます。加えて、保護室における対応を御覧になったときの認識の差も非常に印象深く伺いました。これは感想ですが、「保安パラダイムの更新」ということについて、過去の委員会の中で御提言があつて、その辺りが、単にこちらが悪くてこちらがいいとかという一刀両断の考え方ではない評価や認識の共有をしていくためにはどうしたらいいかなということをお互いが考え合うということだとは思いました。

○永井座長 それでは、他に御質問のある方はいますか。水藤委員、お願いします。

○水藤委員 二つお伺いしたいことがあります。高橋委員長のお話の中で、施設側の対応が所長によって大きく異なるということが指摘されており、所長自ら積極的に情報提供があつて意見交換がある年もあれば、書面を通じて回答を示して終わりというような年もあるとのことですが、対応の違いをもう少し詳しく教えていただけるでしょうか。

もう一つは、お二人の委員長に伺いたいのですが、所長のこういった姿勢や対応が委員会の活動を実質化するために有効なのか、施設側とこういった形の関係があれば、委員会機能が十分に発揮されることができるとお考えなのかという点について、お聞かせください。

○高橋参考人 先に私から答えさせていただくと、これは二つ重なる点があると思うので、まとめた回答になると思うのですが、恐らくですが、視察委員会に対してだけではなくて、施設全体についてよりよくしていこうといった雰囲気のある所長さんであると、私たちに対しても積極的に意見を聞きたいといったことを言ってくれる方が多いなと思っていますし、我々の意見の中で何か施設をよくすることに資する意見があれば、積極的に取り入れていきたいといった考えを示してくださる方だと、非常にやりやすく、委員の方も非常にポジティブにいろいろな意見を言ってくれるという印象を持っています。

一方で、言ってしまうと、つつがなく定年までのあと1年を終えたいような所長さんであつて、それであってもこれまでの経験から委員会は大事だと思ったださる方であれば、ある程度、意見交換には積極的に参加してくださるのですが、過去にいたところでも、委員会は被収容者の側のことばかり言う人たちだったというような思いを露骨に出してく

る方とか、「前のところではこんなに意見出ませんでしたよ」といったことを言われてしまうと、意見が出る方がいいことだと思うのに、何でそんなことを言われるのかなと思ってしまうところがあります。今の所長さんは非常に施設をよくしていこうという熱意にあふれている方なので、私たちもできることをとということで、委員さん方も、委員会とは別のところでやっている活動を通じて、図書の寄附等といったことに積極的に関わってくださるようにもなります。なので、改革意欲や、そのためのよいものを外部からも取り入れていこうといった態度、考えを持っていただけると、すごく良いと思っています。

以上です。

○川本参考人 同じことですね。権限が強いというのがありますが、私も所長さんによってかなり変わるなというのは感じています。悪口を言うわけではないのですが、前所長から現所長に代わったときは、私は正直、厳しい方に代わったなと思っていたんですね。本当に印象の問題ですが、厳しい、あるいは話し方とかもあるのですが、かなり中の運用も違うのかなと思っています。

エピソードになってしまいますが、前々から、軍隊式行進と弁護士は呼んでいるのですが、掛け声を掛けて行進するのを、20年前に事件があってから一時、やめようという話になったんですね、通達か何かも出て、そういうのはやめよう。ところが、名古屋刑務所は明らかにやっているんですね。毎回、委員会として意見の申入れをしているのですが、現所長は、「あれは軍隊式行進ではなくて、隊列を組んでの移動である」ということを言うんですね。それを答えている合間にも外から、「いちに、いちに」とかと聞こえてくるわけですよ、外を移動しているのがですね。「今聞こえているじゃないですか」と言うのですが、「いや、飽くまで隊列を組んでの移動です」と言われるようなことがあるなど、所長によって個性はあります。

以上です。

○水藤委員 ありがとうございます。

○田島委員 水藤先生とほとんど同じ質問ですが、今の回答を聞いて、もう少し踏み込んで質問いたします。両先生方は今までに、何人もの所長さんとお付き合いをされて来たと思いますが、個人ではなく所長という階級で見たときに、所長の任務の一つとして視察委員会と共に刑務所をよくしていこうという教育がされていると感じておられますでしょうか。それとも、まだまだそこは不十分だと思っていらっしゃいますでしょうか。

○高橋参考人 そうですね、これも所長さん個人によるなというところでは、やはり幹部の育

成というときに、そこが必ずしもこれまで意識されてこなかったのかなと思うところがあります。規律だとか、つつがなく施設を運営していくといったことが長年重視されてきたのかなと思いますが、一方で再犯防止推進計画ができた後に、刑務所、地方自治体との関係作りであったり、地方創生に向けて刑務所と地域でいろいろなことをするといった取組をされるようになってきています。そういった部分では、特に今の所長さんは、メディアさんも招いての勉強会を開催するといった形で、色々なところに刑務所のこと、矯正のことを社会に知ってもらおうといったことや、その中で厳しい意見や厳しい報道というものも場合によってはあることも理解して行動しないといけないということを思っている方なのかなと思っていて、そういった方が増えてくださるといいなと思っています。私は、再犯防止のことであったり、刑務所と地方創生のことにも関心を持って、それに関わっている関係で、そういう所長さんが増えてくれることは、視察委員会という観点でもほかの観点でも、大事ではないかと思っています。

○川本参考人 人によって違うという話がありましたが、厳しい、厳しくない以外に、誰を重視しているかということを感じることがあります。視察委員会がないがしろにされているという印象を持ったことは余りないですが、職員をすごく大事に考える方が強いのか、被収容者を大事に考える方が強いのかというのは、はっきりしているところがあります。また今の所長の話になってしまいますが、受刑者に対して申し訳なかったという話は余りなく、どちらかという職員、若手職員等に負担が非常に掛かっていて申し訳なかったとかいう話が多いです。事後、幾つか、名古屋刑務所でもすぐ職員のトレーニング等を行ったという報告を受けたのですが、「人権教育等を改めて若手職員相手に行いました」という報告をしていらっしまったので、それは誰がやったのですかと言ったら、「私自身が行いました」と言っていて、えっ、所長自身がやられたんですかと、そのときは思っていました。すごく職員を大事にしているという気持ちは伝わってきました。実は私、最近になってこの第三者委員会の資料を見せていただくことができ、アンケート結果などを見ることができました。あのようなアンケートを名古屋刑務所では取ったことがなくて、私としても驚きだったのですが、職員の意識ですよね。職員がこんなふうにいると知らなかったのも、その辺は、所長を通じてだけで聞く、幹部職員から聞くだけでは分からなくて、一般職員からの話を聞かないと、上と下で意識の違いは絶対あると思ってしまいました。

あとは、私は同じ名古屋で20年前と今と2回、連続して同じところで事件が起こってし

まったということ、すごく残念に思っていたのですが、よく資料を見たりなど、いろいろの間、聞き取りをしていると、事件の性質は違うなと思ってきています。前の事件はベテラン刑務官が、しかも名古屋は難しいところだから、送り込まれてきた方たちがやっていたという事情があったのですが、今回の事件はそういう方じゃなくて、本当に若くて、受刑者も恐いし、どうしようという方たちが、もっと弱い方をいじめているという事件なのかということで、事件の違いをすごく感じます。上の方がやる暴行は施設組織そのものの問題に直結してくるような気もしますが、今回の問題とはまた違う、組織内の問題のかなと感じましたね。同じには扱えないと思っています。

以上です。

○名執委員 実情に基づいた貴重なお話を、大変ありがとうございました。本来でしたら所長を始め施設側が、何のためにこの制度があるのかということ、きちんとしていけば、施設側が視察委員会とコミュニケーションを図って、その意見には適切に対応することが基本なのですが、川本先生からは、それがうまくいっていない場合もあることを、いろいろな点からお話いただきました。この再発防止として1点だけ質問です。先ほど高橋先生から、個別事案の救済については上級機関である管区や矯正局が関わるのが大事なのではないかということでした。それは、視察委員会の側から、こういう懸念があるからと伝えたいケースだと思います。今後、再発防止策という点から考えるときに、例えば定期的に、管区や局が監査などの折に、委員長の見解を伺いたいということで面談する、あるいは他の視察委員会とコミュニケーションを取って、ほかの施設ではどうやっているのかを聞く機会等、少し御負担になるようなことが増えたとしても、それは有効であって、やった方がいいとお考えでしょうか。

○高橋参考人 そうですね、私はやった方がいいかなと思っています。私たちどうしても自分の担当している施設以外のことが分からなかったり、それが普通なのかなと思ってしまっている部分がある中で、他の施設の運用等が分かることは非常に有意義であると思いますし、言っても変わらないというような問題について、施設と立場の違う方々とお話することで、何か状況が変わっていくであるとか、こちらの認識について改まる場所があるという、それは大事なことかなと思います。

○佐伯委員 お二人の先生方、本当に貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。視察委員会のお仕事に大変な御尽力をなさっていらっしゃることに心より敬意を表したいと思います。

今回のこの第三者委員会で、視察委員会の活発化といいますか、権限強化ということを再発防止との関係で議論していきまして、例えば視察の活発化や、一般職員との面談等、あるいは高橋先生が出していらっしゃる視察委員会ニュースを全国で行うようにしたらどうかというようなことが議論されています。お話しをお伺いして、現状でも非常に大変なお仕事をなさっていると理解していますが、さらに視察の活発化や、高橋先生お一人で全ておやりになっていると伺いましたニュースレターの発行などを今後、全国の委員会にお願いするということが現実的なのかという疑問を持ちました。そういう方向が望ましいとは思いますが、全国の視察委員会にどのぐらいお願いしていいものかということが実感として分からないところがありますので、その辺の御感触を教えてくださいましたら幸いです。

○高橋参考人　そうですね、個人的には、ここで言うあれでもないのかもしれないですけども、地方国立大学は今、ものすごい勢いで人が減らされているんですね。もう少し人が増えてくれたら、やっていけるところはあると思ったり、それは私に限らず、どこの地方であつてもある程度、大学教員がもう少し暇になれば、その人がある程度回してくれるところはあるのかなと思います、というのが1点と、あと、どれだけ大変な業務をこなしてもらえるかというのは、どれだけこの委員会の必要性や意義を、委員の人や、色々な関連団体等にいる潜在的に委員になり得る人に日頃から知ってもらおうかということだと思います。弁護士さんにしても、お医者さんにしても、住民代表の方にしても、前の人から、今度あなたお願いねと言われたからやることになったということであらう方が多く、我こそはという形でいらっしゃるわけではないことがあるのが現実です。だからこそ裁判員裁判と一緒に、いろいろな視点が入り入れられるといういいところはあると思うのですが、一方で、委員さんのやる気度も濃淡があるところというのがどうしても避けられません。幸い今、福島刑務所は皆さん、熱心にやってくださっていますが、必ずしもそういう人ばかりが集まる委員会ばかりでもないと思うので、そこはある程度、委員になられる方に、委員会の意義や、大変だけれどもこういったことをしていけないといけないんだということを納得していただくための啓発や、市民への教育といった部分を含めて、先ほど授業で話しているということも少し紹介させていただきましたが、そういった、特に法学、福祉、心理等の分野で、そういったことについて教育していくことも必要になってくると思いますし、それがあればある程度、大変だけれども、皆で分担して頑張りましょうという雰囲気になっていくと思っています。

○川本参考人　私からもいいでしょうか。

○永井座長 お願いします。

○川本参考人 確かに委員の問題、先ほど私は大学の先生の話をしてしまいましたが、やはり大学の先生が一番都合が合わなくて、大学の先生は1年12回なんてとても無理だと発言していらっしやいます。あとはやる気というか、私は実は中弁連とって中部地方と北陸の弁護士との間の視察委員の集まりを開催しようとしたことがあるのですが、結局愛知県内の各施設の視察委員の方しか集まらなかったりして、地域差があるのだろうなと感じています。権限強化といっても、私が思うのは、ここまでできるようにするという意味で広げるものも広げるべきだし、あと、先ほど言った職員の面接というのは、やるべきことというか、義務といったら変ですが、毎回1人でもいいですので、一般業務の中に取り込んでしまうべきではないか、というのは思います。それ以外は、これをやれだと、できないところや、成り手がなくなってしまう部分もあると思いますので、その辺はよく考えないといけないと思っています。

○永井座長 リモートの安藤委員、リモートだと御発言しにくいかもしれませんが、何か御質問があれば、この機会にお願いします。

○安藤委員 ありがとうございます。質問に関しては、水藤先生、佐伯先生と同じ御質問でしたので、大丈夫です。

1点だけ高橋先生に感想をお伝えしたいと思います。このたびのニューズレターの活動はとてもすばらしく、是非、全国でこうした取組がなされるとよいなと思いました。本来でしたら、質問者に対して、このように対応しましたなどとお返事することは当然のことだと思いますので、今後は全国でも、何らかの形でこうした取組を続けていただきたく思いました。

以上です。ありがとうございます。

○永井座長 どうもありがとうございます。

それでは、お話も尽きないですが、大分時間も超過したので、本日はここまでにさせていただきますと思います。

川本委員長、高橋委員長、どうもありがとうございました。

大変有益な機会になったと思いました。どうもありがとうございました。

では、次に、前回事務局から説明があった素案を踏まえて、引き続き再発防止策について議論したいと思います。前回の委員会でもお諮りしたのですが、本日は素案の項目でいうと項目1、項目2、項目4をそれぞれ議論したいと思います。

本日は、ただいま刑事施設視察委員会の委員長の方からヒアリングを行いましたので、その余韻があるうちに、項目の4番についての議論を最初に行いたいと思います。この刑事施設視察委員会の項目について、御意見があれば挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

あるいは、この点については、矯正局の事務当局におかれてもいろいろ検討していると思いますので、その点を御紹介いただくということも考えられるかと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○煙山参事官 最初に、矯正局の担当者から若干の説明をさせていただきたいと思います。

○渡部矯正調査官 それでは、私の方から御説明します。まず、視察委員会の活動の実効性を高めるための措置として、前回お配りした再発防止策の4-1から4-3について実行しようとして現在考えているところです。

その上で、具体的なスケジュールとしては、例えば意見提案書の居室への備付けや、実地監査における委員長からのヒアリング、そういった速やかにできるものについては今年度から実施していきたいと考えています。

それから、例えば、受刑者へのアンケートや職員の面談などといったものについては、ある程度準備が必要なものですので、来年度には全国の刑事施設において実施することを考えていますが、本年度中に施設と視察委員会とで協議していただいて、準備が整うようであれば、今年度内に各施設で順次、実施していただければと考えています。

それから、例えば矯正管区による事案調査の仕組みや、視察委員長の連絡協議会といったものについては、予算措置がないと実施できないものですので、飽くまでも予算措置が調べばという前提になりますが、来年度から実施できればと考えています。そういったスケジュールで当方としては考えています。

○永井座長 ありがとうございます。

この視察委員会制度の運用改善について、何か御意見はありますか。岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 ありがとうございます。先ほどの川本先生の御説明の中で、名古屋刑務所の視察委員会から出ている意見についてということの中で、今回、視察委員会が役に立たなかったことに鑑みて、視察委員会の権限強化、視察委員会への事故報告義務、視察委員会の意見提案に対する一定の影響力などの意見が出ているということをお説明いただいたのですが、前提として、事故等が発生したときの施設から施設委員会への報告義務というのは、法令上特に規定がないということかということの確認と、この報告義務を課すこ

とについて、当局として何かしらの検討なり御意見なりがあるのかということ、同じく、視察委員会の意見提案に対する何かしらの影響力を持たせることに関して、何か当局として御検討されていることがあるかどうかということについて、教えていただければと思います。

○渡部矯正調査官 それでは、私からお答えします。まず、視察委員会に対する報告義務になりますが、法律上は、刑事収容施設法に、刑事施設の長は施設運営の状況について委員会に対して情報を提供するものとするということで、法令上の義務はありまして、その下で省令ですと、例えば、委員会から刑事施設の運営の状況について説明を求められた場合については、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとするという形で、大ざっぱな形にはなりますが、法令上の情報提供の義務はあるという形になっています。

その上で、具体的にどういったものを報告するかということは明確に書かれていないので、今回の名古屋事案のような事案があったら、速やかに委員会に報告するような形を下位の通達等で記載することを今現在考えています。

それから、例えば、施設の調査の提供する情報が不十分であった等の場合にどうするかということですが、今回の再発防止策に書いているように、矯正管区に対して視察委員会から、現時点では施設の長を経由してという形になりますが、情報を上げていただいて、矯正管区がそれに基づいて実情を調査するという形を今現在考えています。

以上です。

○土井委員 土井です。今の点ですが、今のお答えはどちらかということと前向きで、施設の長は報告義務があるんだというお話だったかと思いますが、そうすると、先ほどの川本先生のお話の中で、名古屋で視察委員会が今回の件について何かあるんですかと言ったけれども、何もないと答えたことは、施設の長は違法なことをやったということになるわけですね。ただ、条文をちゃんと読むと、法律は、法務省令で定めるところにより定期的に又は必要に応じて委員会に対して情報を提供するものとする、なので、刑事施設の長は必要に応じてとなっているから、今回は必要ではないと判断して回答しなかったと、そういうことだったのではないかなと思うんです。

だから、そもそもこの条文が、情報を提供しなければならないとなっていなくて、するものとするというのは、原則としてするだけけれども、そこには刑事施設の長が問われたことに答える義務があるかないかについては、一定の施設の長としての判断をしたらいいん

だと読まれてしまう、そういう余地があるから今回のようなことになったのではないかと  
思うんです。だから、本当は法律を変えて、事故がなかったかと聞かれたら、それなりの  
答えをしなければいけないと、調査中なら調査中と答えなければいけないということを条  
文上ははっきりさせないと、今回のようなことがまた起きるのではないと思うのですが。

○渡部矯正調査官 おっしゃるとおり、確かに裁量があるところで、どれが該当するかどうか  
しないかというのは施設の判断というか、解釈によるところが生じてしまうと考えていま  
す。そういった点もありますので、当局としましては、通達なり下位のところで、今回の  
名古屋事件のような案件については報告しなさいよというような規定を置くことを今現在  
考えています。

○田島委員 法律的なところはよく分からないので、もしかしたら土井先生の今の質問とかぶ  
るところがあるのかもしれませんが、20ページの4-3の②ですね、視察委員会の意見  
を踏まえた施設の対応状況の確認というところで、委員会から報告を受けたものに関して  
は、施設は矯正管区に必ず報告して情報を共有しないといけないという状況を今後、作り  
出そうと。

今度は18ページの4-1の①なんですけれども、それでも更に視察委員会として調査結  
果が不十分と思ったときには、施設から矯正管区に報告すると文字はなっています。一方、  
ポンチ絵は視察委員会から直接矯正管区という矢印になっていますよね。私としては、視  
察委員会からそのまま矯正管区に、調査結果について不十分だと思うので、もう一度やっ  
てくれというように直接、再度依頼ができるという仕組みの方が、いい運用になるのでは  
ないかと思うのですが、いかがでしょうか。

たしか事前説明のときには、施設から矯正管区にという形でないとなかなか難しいという  
御説明ではあったのですが、すぐ変えるのは難しいにしても、先ほどのお話を聞くと、施  
設側のところで、隠蔽なのか、先ほどの法解釈の問題なのか、分かりませんが、現実とし  
てそこで調査が止まってしまったということがあるわけです。そうであれば、直接視察委  
員会の方から矯正管区あるいは本省へ再度調査を依頼するという個別のルートもあった方  
が、よりいいのではないかと感じました。

○永井座長 ただいまの御質問について、事務局の方で何かお考えはありますか。確かにこの  
ポンチ絵と文字はちょっと違うことが書いてあるというような印象も受けますが、ここは  
お考えはどういうことだったのでしょうか。

○渡部矯正調査官 ポンチ絵の書きぶりは、合っていなかったかとは思いますが、まず視察委

員会の立て付けとしては、各刑事施設に置かれているという立場がありますので、刑事施設の長を飛ばして直接矯正管区に報告するというのは、制度的になじまないところもあるので、刑事施設の長を通じてという形で制度としては考えています。

ただ、実際に運用としまして、例えば視察委員会が管区の調査をしてほしいと考えているのに、施設の長がそれを駄目等といった形で拒否することができるような制度というふうには考えていませんので、事実上、視察委員会が調査が必要だと考えれば、必ず矯正管区にその情報が伝わるような形には制度設計をしたいと考えています。

○田島委員 ちょっとうがった見方で、視察委員会が調査結果が不十分だと申請したことをもみ消すとか、あるいは、そんなことは視察委員会から言われていませんというような報告になることはない。

○渡部矯正調査官 そのような形で考えていますし、もしそのような事案があれば、例えば毎年度実地監査の際に、実地監査をする職員が、刑事施設委員会の委員長に対してお話を聞く機会を設ける予定ですので、万が一そんなことがありましたら、委員長さんの方からその実地監査の職員に対してその情報が行くかと思いますので、その際は施設の長に対して指導するという形になると思います。

○田島委員 是非、視察委員会や外部委員会の権限を強化するというより前に、今でさえ相当部分、いろいろな提言なり調査依頼なりがあるということですので、そこをしっかりと改善につなげていくというところが一番大事なところだと思いますので、是非よろしく願います。

○永井座長 私からも伺いたいのですが、この矯正管区に報告する際に、施設を経由するという場合には、視察委員会で何か疑問を感じたとか指摘したいということが紙で出てきたとしますよね。そうすると、それについて施設の方で表紙のようなものを付けて、視察委員会から出てきた書面も添付するような形で矯正管区に上がっていくというシステムなのでしょうか。それとも、視察委員会から出てきたものは矯正管区には届かないで、それを施設の方でモディファイしたような形で上に上がっていくのか、その辺りは実務的にはどうなのでしょうか。

○渡部矯正調査官 細かい部分についてはこれから検討することになりますが、飽くまでも個人の考えとしましては、まず、施設側が視察委員会に対してどのような情報を提供しているのかという事実と、それから視察委員会がそれに対してどんな点を更に調査してほしいかと、そういったものを両方の情報を併せて施設側から管区に上げる形で考えています。

それに視察委員会が所長に対して提出した書面を添付書類で付けるかどうか、そこはまだ細かいところの運用ですので、場合によってはそれも考えたいと思います。

○永井座長 視察委員会の考えが上級庁に届くような方法を御配慮いただけたらいいんじゃないかなと感じました。

そのほか、この視察委員会の関係について、御意見ありますでしょうか。

では、名執委員、どうぞ。

○名執委員 ここに挙げられている案は、かなり恥ずかしいことではあるのですが、やらなければいけないことであると思います。そのときに、先ほども質問したのですが、委員長や委員の負担がどれくらい重くなるかということも、それだけの御負担を掛けた上でやっているんだという意識をきちんと持った制度の在り方を検討いただければと思います。これにプラスして、制度の設計だけではなく、今回の問題に鑑みて、全ての所長がそうではないと思いますが、先ほどの川本先生のお話を伺っても、どこかで施設長に対する注意喚起、それから、他の施設で委員会がどんな取組をやっているのかということと共有する機会を用意しなければいけないと感じました。

言うなれば、視察委員会から施設運営や所長自身が評価もされているということをきちんと意識して、自分自身からコミュニケーションをきちんと図るということと同時に、職員全員に対して、視察委員会で何が議論されてどんな指摘がなされているのかを、施設長の責任においてしっかりと周知させることを、これは1回限りではなくて、繰り返しになることですが、それもやっていくんだと明言されることが必要ではないかと感じました。

○永井座長 どうもありがとうございます。

○水藤委員 私からは2点あります。1点目として、素案にある対応策は、これまでの委員からの意見が踏まえられており、これらはいずれも必要だと考えています。本件のそもそもの背景要因として、閉じられた環境での圧倒的な権力関係があったとするならば、外部の目があることが大切であって、視察委員会の機能は重要なポイントになると思います。その意味で、視察委員会の機能強化は必要です。

一方で、施設の運営状態について粗探しをされているという感覚で施設側が委員会を捉えていると、委員会の機能強化が施設との敵対化につながるものが危惧されます。各施設の委員会がそれぞれの経緯を踏まえて活動している状況なので、委員会も閉じられていて、ほかの委員会の状況が分からない。そうすると、機能強化を図るにあたって、いかに施設との間で敵対的にならないようにするかという点を含めて、各委員会の間での情報共有が

重要になると思われます。施設と委員会の間には、いい意味での緊張関係が求められます。これを制度としてどう担保していくかがポイントだと思います。先ほど議論にあった、委員会の意見が矯正管区にそのままの形で確実に伝わる方法を確保するのは非常に重要だと考えます。

それから、委員会の機能強化と視察委員会の委員への負担との兼ね合いの問題があります。その意味で、原資料の閲覧を可能にするといったように、今行われていることを拡張、活用するという視点から考えるとよいのではないかと思います。

2点目として、所長が代わると対応が変わるという点です。これは幹部の意識という話だと思います。今回、視察委員会の機能強化を図るのであれば、行刑改革会議提言を経て、なぜこの委員会を設けることになったのか、施設運営を改善するために委員会が置かれたことを改めて確認する必要があると思います。委員会と協力関係を築くことで施設運営の改善を図っていくことが求められているという点が施設長に明確に伝われば、委員会から意見が多く出ることが望ましくないとはならないはずです。幹部の方の態度は、部下職員に伝わります。中には、所長が出ないという話も聞いたことがあります。所長は他の職員へのロールモデルになるので、刑事施設職員の人材育成の充実として、中間管理職や幹部の方たちへの研修の中で視察委員会の目的や役割について取り扱うことも重要だと考えます。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。今、水藤委員がおっしゃった、所長が出るか出ないかという点ですが、それは何に出るか、出ないかということですか。

○水藤委員 視察委員会の会議です。

○永井座長 視察委員会のその場に出るか、出ないかということですか。分かりました。今、水藤委員からの御意見がありましたが、何か事務局の方でお考えありますでしょうか。

○渡部矯正調査官 まず、所長の関与の関係ですが、川本先生、高橋先生のお話も聞いていますと、やはり所長が視察委員会に対してどういった対応、姿勢で臨むかというのは非常に重要だということも私どもも実感しています。まだ細かいところの調整は全くしていないので、私個人の考えになってしまいますが、例えば中間幹部や、これから所長になる人たちに対して、視察委員会にどうやって臨むべきかとか、そういったところは研修の一環として含めるようにすべきではないかなと私は考えています。

それと、1点目の意見で、視察委員会の運営に当たって、いろいろな資料を閲覧すべきで

はないかという点ですが、それについては、名古屋刑務所でも運用を始めたようですが、他の施設についても積極的に資料を閲覧できるような体制を整えるように指導していきたいと考えています。

○永井座長 ありがとうございます。

議論も尽きないところですが、この問題はここで一旦区切るということによろしいでしょうか。

では、ここで若干休憩を取りたいと思います。再開は11時頃をめどということをお願いしたいと思います。では、休憩いたします。

(休 憩)

○永井座長 では、再開したいと思います。

続いて項目の1番、処遇上配慮を要する者に対する処遇体制の充実強化という点について議論を進めてまいりたいと思います。

この項目についても、矯正当局におかれていろいろ検討しているところがあると伺っておりますので、その状況を最初に御紹介いただくと有り難いと思います。

○佐伯企画官 それでは、私の方から、特に資料でいうと1-1の処遇体制の充実の中で、生活の援助を要する受刑者に対するチーム処遇の確立の部分や、1-3にございます集団編成の変更、この辺りの検討状況について、まず御説明します。

まず、チーム処遇です。資料にありますとおり、こういうことをやるに当たって処遇ガイドラインを作成して、今後、全国統一的な運用が図られるようにしていきたいと思っています。このガイドラインについて、まず速やかに、現場で今やっている実践を踏まえて、そういったことができそうなモデル施設を決定しまして、そこで試行しながらガイドラインを今年度中に、試行版ないし暫定版を作り上げるということを行っていきたいなと考えています。それを踏まえて、来年度においてはそういった施設を拡張し、できれば令和7年度の拘禁刑の施行に合わせて、全国的に本格実施できるようにしていければなと考えています。

また、同じところにあります、いわゆるオープンダイアログであるとかリフレクティング、あるいはナラティブアプローチといった対話を中心とした処遇の導入につきましては、生活上の援助を要する受刑者に対するチーム処遇のみならず、矯正処遇全般に有効であると

考えています。

御案内のとおり、刑事施設の矯正処遇については法律上、作業や改善指導、あるいは教科指導といった形で整理されていまして、いずれも基本的には指導する者とされる者という関係性がある構造を前提としているところもありますので、若干、オープンダイアログといったようなマインドと必ずしも相性がよくないところもあり、その辺は悩ましいところもあります。現時点では一般改善指導の中に対話というような項目を設けまして、その手法として、オープンダイアログであるとかリフレクティング、あるいはナラティブアプローチといったものを規定していくということがいいのではないかなと考えています。

また、スケジュール感として考えていますのは、こうしたことを研修し、準備して、ある程度作り上げて、その作り上げた後にやるというよりは、できれば、マインドの部分も大きいと思いますので、速やかにこういったことをやるんだということを明確にしまして、もちろんいろいろな研修であるとか、いろいろなことの仕組みの中で技術を高めるようなことも必要ですが、できれば、そういうことをやるんだということを明確にし、やりながらそういった技量を高めていくといった方法がいいのではないかなと考えています。

以上がチーム処遇の関係です。続きまして、集団編成について若干申し上げます。

受刑者の集団編成の再編については今、令和7年6月までに創設される拘禁刑の趣旨を踏まえ、受刑者ごとの特性に応じた作業と指導の類型化を進めているところです。例えば若年の者、高齢者、薬物依存といったようなことが代表的なものとして考えられますが、そういった対象者ごとに課程を設け、そうした課程の運用が適切かつ効率的に進められるような集団編成ができればなと考えています。

そういったこともありますので、スケジュールとしては、処遇類型の在り方について、まず矯正管区等と協議しながら方向性を固め、来年度、各管区においてモデル庁などを指定して試行を検討するなどし、これも令和7年6月までの拘禁刑の施行に合わせて移行していくような形がいいのではないかなと考えていますので、現状について御説明しました。

以上です。

○永井座長 御説明どうもありがとうございました。それでは、今の御説明も踏まえて、項目1の関係について御質問、御意見がある方は挙手をお願いします。

○土井委員 御説明ありがとうございます。チーム処遇のところですが、チームの中には必ず福祉の専門家や、心理の人が入ることが多分不可欠になってくるだろうと思うのですが、これをそれなりにちゃんとやろうと思うと、そういうスタッフをそこそこの数、確

保しないといけないと。急には増やせないでしょうから、非常勤で応援を頼むということもあるかもしれませんが、増やしましょうというだけでは、どの程度増やすのかが分からないし、その本気度をはっきりさせるためには、目標の数値というか、刑務官何人に対して福祉の人、心理の人が何人ぐらいということのある程度イメージをはっきりさせておかないといけないと思うのですが、その辺りについては何か御検討はしていますでしょうか。

○佐伯企画官 御意見ありがとうございます。現時点のことを申し上げますと、実際どの程度どういう関わりをしていくのか、これまでも、こういう関わりをした方がいいのではないのか、あるいは、しっかり情報共有する場があった方が良いのではないのか、そういった御意見も頂いています。先ほど申し上げたとおり、速やかにどこかの施設でこういったことをやりながら、ガイドラインのようなものを作りたいと考えております。その過程の中で、どういった関わりが必要になるのか、あるいは、そのためにはどのくらいのマンパワーが必要になるのかということ整理した上で、将来的にはチーム処遇をやるときの標準的な形を見いだしていければと考えています。

その結果、現行の福祉専門官の協力であるとか非常勤の人の活用で対応できるものなのかどうか、あるいは、その辺の職員を何とかしていかなければいけないのかということをしてできるだけ明確にして、進めていければと考えていますので、そういった現状について御理解いただければと思います。

○土井委員 別途事務局に教えていただいたのですが、福祉専門官の職員定員が今、81名で、全職員定数の0.4%だというんですね。これは全然足りないと思うんですよ。2倍、3倍に増やすとかというレベルでも多分なくて、根本的に人員配置をかなり大胆に変えないと、こういうチーム処遇というのはできないと思いますし、今までの会議の中でも、ケース会議をやるんだという表現もあったと思いますが、目の前にいるこの一人の受刑者を囲んでケース会議をやり、そこに福祉や心理の専門家も入ってもらうということになると、0.何%を1%とか2%にしたところで全然多分足りないと思うんですね。だから、その辺はどこかの段階で、このぐらいまで大胆に増やすんだということが分かるようにしていただきたいと希望します。

○佐伯企画官 ありがとうございます。繰り返しになってしまっていて恐縮ですが、今の時点で具体的に数字ということはなかなか申し上げることは難しいですが、おっしゃるとおり、専門的スタッフの割合がもう少し高まる必要があるということは恐らく共通認識としてはあるんだろうなと思います。その意味で、福祉専門官以外の調査専門官や教育専門官といっ

た専門職も関わりながらチーム処遇を推進していくことにおいて、そういった割合を少し高めるような形は構築していければと思いますし、あわせて、処遇を行う刑務官自体もそういった知識やノウハウ、経験を積むことによって、人数的な割合としては必ずしもというところをできるだけカバーできるような、そういった努力も現実的には必要だと考えていますので、そういった形も含めて、できるだけのことをしていければと思います。

十分ではないかもしれませんが、今のところはそういったところで御理解いただければと思います。

○永井座長 お考えを承りました。

それでは、ほかに御意見はありますか。小山委員、どうぞ。

○小山委員 今の土井委員の御発言にも関係するのですが、目前にあることを着々とやっていくという観点に立ったときに、例えば、対応策にあるオープンダイアログ、リフレクティング手法の導入などの実践と、さらっと書いてありますが、今まで伺って見聞きしてきた刑務所の風土と余りに距離があり過ぎて、とてもじゃないけれども、何かが始まる気が私はしないというところがあります。一つは、導入の部分を、先ほど少し説明してくださっていたので、もう一度そこをもう少し詳しくお願いしたいのと、実は私自身、3年生のゼミでナラティブアプローチをメインテーマに学生と研究をしているという立場にあります。オープンダイアログもリフレクティングも全て、ポストモダニズムの現代思想に基づく思想的な基盤があってやられるものなので、指導する人とされる人というある種の権力関係が強固に染み付いた中では難しいし、私たちが学生と一緒にやっていてさえも、本質主義に深く汚染されている中で、社会構成主義とか構築主義に基づくこうした手法の実践は、なかなか難しいと思うんです。

でも、今おっしゃったように、それぞれの刑務官の方が、垣根の低い専門性というか、いろいろな手法をだんだん身に付けていくための具体的なステップ、例えば、表現の仕方をこう変えたら何がどう変わるというようなところからでも、どう始めるのかということをもう一つ踏み込んで提示していただきたいなというのが希望です。

先ほど、前段のヒアリングのときも申し上げましたが、毛利先生の「保安パラダイムの更新」のお話が非常に強く印象に残ってしまっていて、あなたのやり方は駄目だと単に否定するというのではなくて、矯正サービスを全員で提供しているという国の方針と、専門職として自信を持って対等に他職種と議論できる土台作りが大切だと言われています。したがっ

て、決して今までやってきたことを、こんなのじゃ駄目だとだけ言われているのではなく、皆で一緒に横並びで課題にどう対峙していこうか（問題の外在化という手法です）という時の、言い回しとかスタンスを是非共有していただきたいなと思うんです。ちょっと伝わりにくかったかもしれないですが。

なので、先ほどの、どこでどんなふうに導入というのを、もう一度よろしいですか。

○佐伯企画官 ももとの説明が必ずしも十分でなくて、失礼しました。これも、イメージしにくいところもあるかもしれないのですが、今も施設においては、こういう難しい人にどう対応するかということについて、刑務官だけではなくて、先ほど申し上げたように、刑事施設にいる教育専門官であるとか調査専門官がグループになって一緒に考えていくという取組をやっている施設がぽつぽつと実はございます。そこを足掛かりにして、そこで培ったノウハウを一旦整理して言語化し、取りあえず今年度の中でベースとなるものを何とか作りたいという形で、全体の仕組みとしては、まずそういったことで考えていければなと思っています。

とはいえ、その施設のことを1年間待っているということも、時間的なこともあります。リフレクティングを導入した外国の例では、正にマインドを変えるために導入するという、受刑者の更生という部分以外に、職員を変えていくという形の手段として導入されている例もあると承知しております。とはいえ、どこまでどういう知識を持って始めるべきかというようなところはあろうかとは思いますが。まず受刑者としてしっかり話をしてみる機会をそれぞれの職員において作り、どのようにしたら適当なのか、どのようにしたらうまく伝わるのか、こういったことを考えるきっかけにもなるのではないかなと思っています。何とか各施設で少しずつでも始めていけるように舵を切っていければなと現在考えています。

○小山委員 そうしますと、モデル事案を組み立てることと同時に、「こつこつ」というふうに今、理解したのですが、おっしゃるとおり、別にこれは処遇の難しい人にどうするかの対応方法ではなくて、人間関係がどのように変わっていくかというところの基盤を作るものなので、例えば「問題の外在化」や「無知のアプローチ」など、いろいろな手法がありますが、今すぐに職員の方たちが職場で使えるようなものが満載なので、もう少し具体的に、ここでこれを始めるといったことを提示していただけると有り難いなと思いました。

○佐伯企画官 基本的に全施設で何らかやろうということまでは今、決めています。いつどのような形で誰を対象にやるかというのは、今の御意見いただいたことを踏まえて、もう少し具体的に進められるように検討していければと思います。御意見ありがとうございます。

した。

○水藤委員 今の点に関連して、1-1、処遇体制の充実対応策について、対応策と刑事施設における現状とのあいだに乖離を感じます。どうすれば今の矯正、特に成人矯正施設の現場の状況と対応策を接合していけるかを、より現実的に考えることが必要だと思っています。

その意味では、少年矯正の領域で積み重ねていらっしゃる経験や知見が、活用できるだろうと思われまます。そして、もう一つ、中堅以上のベテランで、現場ですっと処遇をしていらっしゃる刑務官、いわゆる「おやじ」として個々の受刑者、被収容者の人とやり取りをしながら、働き掛けをしている職員の方は当然いらっしゃいますよね。その方たちの経験をこれからの処遇に取り入れることがとても重要だと思います。そこがうまくできると、先ほどあった、矯正職員の方たちがこれまでやってきたことが全否定されているわけではなく、これまでの蓄積を踏まえて、どう更新していくかが求められているのだというロジックが成り立つのではないのでしょうか。

そのときに気を付けるべきなのは、職員の基本的な意識です。貸与された資料の中に、本件発覚後に名古屋刑務所で行われた研修を受けた若手刑務官の方の感想が綴られていました。その中に、「夜勤職員は闘ってほしいと言われて、それがとても心に染みました」などの記載がありました。このように被収容者を敵対視するような考え方を前提にすると、方向性がずれていきます。闘うとか敵対ではない、対等な人間関係を基礎とするという点が処遇体制の充実に当たっては一番大事だと思います。

それから、ここに挙げられている対策を実際に施設の中で実施したときにどういう反応があるか、測りかねる部分があるのではないのでしょうか。私の予測は、ある意味の揺り戻しがやってくるというものです。つまり、このような改革をしようとする、それへの反発がある。ということは、中長期的に新たな処遇体制を定着させていくための戦略が、今の時点から必要だということになります。それがなければ、新たな処遇体制は現場に定着しないのではないのでしょうか。

これは社会復帰促進センターに収容されていた人たちから聞いたのですが、センターの処遇プログラムで求められていることと、工場で求められることのギャップが激し過ぎる、処遇プログラムの中で教えられたことを、教室の外でやろうとすると反則をとられそうになる。これがすごくしんどかったと。能力の高い方であれば、混乱しつつも自分の中で折り合いつけて、反則をとられないようにやってきたと言われていました。

今回、新たな処遇の対象は、生活上の援助を要する受刑者となっています。その人たちが混乱したら、恐らく行動化します。対応に気を付けないと、今回の事件の原因と同じような、処遇の難しい人が多く発生する危険性を秘めていると思います。処遇プログラムと、プログラム以外の所内生活とのギャップをどのようにして埋めるのか。初期の段階では、処遇プログラムで目指す内容のハードルを下げることから始めなければいけないかもしれないと思います。

○佐伯企画官 ありがとうございます。かなりいろいろ御意見いただいたので、もしかしたら全てに今、お答えすることが難しいところもあるかもしれませんが、まず、少年施設のノウハウの活用ということをおっしゃっていただいたと思います。刑事施設の教育専門官や調査専門官は少年施設出身者ですので、その点でそういったことの、刑事施設の中でも関わりを持ちながら、ノウハウを共有することは、そういった施策の導入のポイントになると思っていますし、今年度、刑事施設の核となる職員を選んでいただいた上で、少年施設で何日か研修する、その中で面接手法やチーム処遇を学ばせていくというのを計画しています。これも、各施設にはある種、一番エースになる、核となる人を刑事施設の方で選ぶようにと伝えていきます。

また、矯正行政、あるいは受刑者処遇について、若干ネガティブな印象が多い中で、一定程度ちゃんとやってきたこともあるのではないかと御評価いただいたことは非常に心強く思っています。先ほど申し上げたように、ある施設ではそういうような心あるような取組もしておりますし、別の例を御紹介しますと、府中刑務所で就業拒否を繰り返す者について、ベテランの担当、再任用の人であると聞いていますが、面接を繰り返して、一般工場への就業ができるようになったというような実践例もあると思います。我々ではなく、そういったことを実際にやっている職員が研修で話をすることが、刑務官のマインドを変えていく形につながるような手法ではないかということで、現場とも相談しています。

他方、どこを目指すかということが大事だということも御指摘のとおりかと思っております。今申し上げたように、一般工場への就業を目指す就業拒否工場、一般工場の就業ができれば、それはいいことである部分もあると思いますが、全ての受刑者について一般工場の就業を目指すということは、先ほどおっしゃられたような懸念につながると思いますので、今、生活上の援助が必要な受刑者、これをまず一番というふうに対応策として考えていますが、その中では、どこを目指すのかということはしっかり意識しながらやっていかなければいけないなと改めて思いました。

あとはもろもろあろうかと思いますが、頂いた御意見を踏まえながら、戦略ですね、先ほど、やること自体にすごく推進力があると申し上げたところ、それで本当にいいのか、もう少し戦略を練ってやっていくべきではないのかということはあると思いますので、またいろいろな形で御意見とか御指導いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

○水藤委員 被收容者のことを「さん付け」で呼べるようになったとするなら、それだけでも今ここに挙げられている処遇体制の充実に大きく近付くと思います。しかし、恐らく現状では、できないのではないのでしょうか。そこが一番大きい課題かもしれません、シンプルですけれども。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございました。

まだいろいろ議論したいこともあります。今日は項目の2番についてもやっておきたいと思いますので、次に項目の2番、組織風土の変革について議論したいと思います。

組織風土の変革についても、当局において検討しているところがあると思いますが、何か冒頭に御紹介いただけることはありますでしょうか。

○荘企画官 では、若干御説明します。ただいま水藤先生からお話のありました被收容者の呼称という部分についてです。こちらの資料にもありますとおり、刑事施設においては被收容者が職員を先生と呼んでいたり、職員が被收容者を呼び捨てにするなどの現状があります。このような実情に至るには、それ相応の経緯があったのではないかとは思われるものの、やはり社会一般における相手方への呼び掛け方とは異なるものでして、見直していく必要があると考えています。

職員と被收容者が互いをどのように呼ぶかということは、各施設において職員にも被收容者にも長く続いてきているものでして、この点を見直すことの影響は極めて大きく、職員に対しては、なぜ見直すのかということをも十分に理解させる必要があると考えています。先ほど先生からも御指摘がありましたように、正に組織風土の変革という大きな目標の非常に大きな要素となるのではないかと当局としても考えています。

したがって、各施設の意見も聞きながら、当局としても、この見直しの趣旨というものを丁寧に説明をし、職員への理解を深めつつ、速やかに実施していくように努めていきたいと考えています。

私からは以上です。

○森田成人矯正課長 先ほど水藤先生がおっしゃった「さん付け」というのは、確かにおっしゃるとおりなかなか難しいかと思いますが、例えば段階的に進めていくというやり方もあるかと思っております、美祿社会復帰促進センターや、島根あさひ社会復帰促進センターでは、受刑者のことを職員が「センター生」、「訓練生」という呼び方をしているんですね。これは最初から皆の取決めの中で、まず、彼らは社会復帰を目指すためにここにいる、いわゆる研修員なんだというような意識から始めましょうということで、対外的にも訓練生とかセンター生というような呼び方をしていたと思うんです。

ですから、いきなり「さん付け」というのは難しいとしても、まずそのような形で受刑者というのは社会復帰のための訓練を受けている者であるというように認識を変えていきましょうと。ですのでケアが必要な人たちに、これからケアをする人なのだという認識を持たせるために、まずそういった呼称から広めていき、さん付けに持っていくというやり方が、職員が腹落ちをしながら、皆で認識を共有してゴールに近づくという方策でもあるのかなと思っております、そういったアプローチの仕方も含めて考えていきたいなと思っております。

○大内警備対策室長 そのほか、2-1のページに書いてあります、職員に対する独特ルールの改廃というところの、他行外泊や官舎居住義務の適正化、武道訓練参加の義務付け等は、速やかに変更可能な箇所が多いので、この点につきましては本年度中に、関係者から意見を聞きつつ、速やかに対応していきたいと考えております。携帯電話の持込禁止についてもいろいろな現場からの意見がありますが、その意見を聞き、是正すべきところは是正しながら、今後の検討を進めていきたいと考えています。

それと、2-2の対応策のところにあります、動作要領その他所内ルールの改廃というところですが、今日も一部、行進時の歩調の話が出ていましたが、これは過去、軍隊調式の歩調については是正をしようという方向で進んでいましたが、時に工場には80名、100名という受刑者を工場に連れていくに当たりまして、余り隊列が長くなったりしますと、途中で抜け出していなくなるなどといった負の点があり、なかなか浸透していかなかったというところもありますので、その辺をうまく説明しながら、今後変更していきたいと考えています。

以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明も踏まえて、質問がある方は、小山委員。

○小山委員 一言だけ。先ほどの呼称の問題というのは、正に前段で論じられたナラティブアプローチの根底を支える社会構成主義がいうところの、「人の実態がどうだからこう呼ぶ」ではなくて、「どう呼ぶからそういう人たちが現れる（＝そういう関係が固定化する）」という考え方をもとに新たな実践を始める第一歩なので、そんな難しいことを考えなくても、まずそこをやるのが一歩だよと皆さんの中で認識されているのでしょうか。すごく特別なことを改めてやり始めるとの御認識があるような、私の誤解だったら申し訳ないのですけれども、まず呼称を変えるということは、社会福祉施設でも、おじいちゃん、おばあちゃんとか呼ばないで名前呼びましようとか、いろいろ論じられた時期がありましたが、それは根底にそういう考え方があると思うんですね。

1点、付け加えて申し上げました。以上です。

○田島委員 まず、この組織風土の改革のところ、一番最初に対職員というのが出ていますが、これは一番大事なところが抜けていると思っています。まずここが一番最初に来るのは、先ほどの前半の議論でもありましたが、所長とか幹部職員の再教育であると思います。風土を作っているのはその人たちなので、そこへのアプローチがまず第一に来るべきだと思います。それが1点。

それから2点目として、2-1のところ、一部武道関係者の過剰な配慮というのがありましたが、多分、前々回ぐらいの議論で出た、研修を受けずに試合に行ってしまう話が例として出ていたと思いますが、そういった武道関係者への過剰な配慮みたいなことが対抗策のところではぼかされている感じがするので、そこははっきり、問題であるということであれば、対応策の中にもそういう言葉を落とし込んで伝えた方がよいのではないかと思います。

○名執委員 今の2-1のところに関して申し上げますと、職場の人間関係の問題は業務以上のストレスが掛かっているということで、改善をすることが、どの職種でも難しいのですが、これは仕事を一緒にすることを通じて良好に形成されるべきもので、飲み会や同好会等の活動はそれを補完するにすぎないという認識に立った対策を考えるべきだと思います。矯正の仕事を遂行していくには、警備や危機的な場面に発揮するような上意下達のしっかりした管理的な側面の強い部分も必要ですし、それと同時に、処遇においては先ほどのチーム処遇のように、互いの専門性や役割を尊重し合ってフラットに意見を交わせる場が要るわけで、その両立を今後目指していかなければいけないのだらうと思います。

ですから、特にミーティングの機会などについては、きちんと時間を確保して、そこでは

フラットに意見交換できるよう、上司も努めることや、上意下達の要素が強い業務についても、職場での仕事の仕方の問題提起とか課題の解決を話し合うような場面については、ある程度自由に意見が言い合えるということを意識して、ミーティングの場を設けていくことが大事だと思います。

それから、武道関係もそうかもしれないのですが、職員がこの組織の中で単一のグループにしか属していないことによって、孤立感を強めたり、疎外感を味わったりするような状況をできるだけ脱皮するためにも、一人の職員がいろいろな場面に関わっているという役割があるといいと思います。様々な課題への検討チームやPTを、年齢や立場、所属部門の異なる職員同士が集まるように作るとか、その辺りを幹部にも意識してやっていただけるといいと思います。

○水藤委員 田島委員からの御意見への補足ですが、素案の中で評価できるのは、職員と職員との関係、職員と被収容者の関係が相似形で示されている点です。これは大変重要で、処遇の中で人権侵害などの極端な加害行為が起こることを防止するためには、職員間との関係が人権侵害的なものになっていないことが必要だと思います。人は、自分が扱われたように他者を扱いますから、その意味で職員と職員との関係が取り上げられているのは納得しました。もう一つ、一般職員と幹部の関係も重要だと思います。

そして、組織として、拘禁刑の下で処遇の理念が変わっていくことをどう伝えるか。つまり、社会から求められる刑事施設の役割が変わったという説明だと思うのですが、これからの刑事施設は、再犯防止や社会復帰を考えていくことが求められている。社会に戻るためには、施設で過ごしている間に、施設に適応すればするほど社会に適応できなくなるというのは避けなければいけない。つまり、社会を意識して処遇をしていくことが必要であり、そうであるならば、刑事施設における被収容者と職員との関係は、社会を意識したものであるべきです。一方で、保安、規律も維持しなければならないので、社会を意識した処遇と保安、規律維持のバランスをどう探るかを考えていくべきだと思います。

以上です。

○永井座長 どうもありがとうございました。

議論も尽きないところですが、本日は時間の都合がありまして、再発防止に関する議論はここまでとさせていただきます。次回、第9回が予定されておりますので、そこで引き続き御議論いただければと思います。

ここで、前回の委員会で御指摘があった点について事務局から説明があると伺っています。

2つありまして、第1点は、今回の名古屋刑務所事案の発生を受けて、行刑改革会議の提言について矯正局としてどのように評価総括しているのかという点です。もう一つは対応策の事後検証のスキームでをどうするかという問題です。

では、事務局からこの2点について御説明をお願いします。

○細川総務課長 行刑改革会議提言は、御存じのように、受刑者の権利義務関係、職員の権限の明確化を図り、それによって監獄法を全面的に改正するという、非常に大きな目標を掲げてやっています。私どもとしては法改正を実現でき、そして、その運用を定着させることに一生懸命取り組んできたつもりです。その結果、例えば受刑者の外部交通の拡大であるとか、それから、いろいろ専門家の御協力も頂きながら、改善指導も、それ以前に比べるとはるかに充実させてまいりました。そして、今日も議論になっていますが、刑事施設視察委員会制度ができたり、不服申立てもきちんと整備されましたので、この行刑改革会議の提言を受けて、刑事施設の運営が非常に大きく改善されたと一定の自負はできると考えています。

その一方で、今回このような事件が起きてしまいましたので、その中でも大きな議論になっています受刑者の特性に応じた処遇というところ、改善指導という、それぞれの受刑者の犯罪などに着目した指導というのは、一応枠組みはできたわけですが、結局それだけでは十分ではなくて、様々な受刑者の特性に応じた丁寧な処遇をやらなくてはならないところや、そして、視察委員会もおおむね年6回きちんとやってはいるものの、貴重な御意見を頂いたにもかかわらず、こういう事案が起きてしまったというところは大きな反省点として、その制度趣旨を十分生かし切れていなかったということは否定できないと考えています。

したがって、本件事案の再発防止を図るに当たって、こうした課題への対応が求められるわけですが、よく、どうしてそれが生かし切れなかったのかということと言われて、これだというピンポイントな明確な回答は難しいのですが、個人的には今、まさに議論があったばかりの組織風土について、行刑改革会議、旧名古屋事件のときにそこは変わったんだろうと思っていたのですが、実は変わり切れていなかった、ずっと引きずってきた規律秩序優先、規律秩序を維持すること自体は大事なことではあるとは思いますが、過度に優先し過ぎてしまう、どうしてもそちらの方向を向いてしまうという、そういう組織風土というのが根強く残っていたということが一番の反省点になるのではないかと思いますので、そのような雰囲気は、私どもからもいろいろな発信をすることによって払拭していかなく

てはならないと認識しています。

簡単ではありますが、以上です。

○永井座長 ありがとうございます。

では、第2点目の、事後検証のスキームについて御説明をお願いします。

○煙山参事官 お手元配布しました資料17を御覧いただければと思います。

現在御議論いただいております再発防止策につきましては、矯正局において、具体的取組として実施していく必要があると考えています。当局としても、これらの取組の実施状況が漫然と放置されるといった事態は絶対に避けたいと考えています。そこで、現在、一案としまして、国の制度として確立されています政策評価制度を活用できないかと考えていますので、その内容を簡単に御説明したいと思います。

この政策評価制度につきましては、メリットが大きく二つあります。まず、評価の基本計画を策定しまして、5年ごとに事後評価を実施するとされています。そうしますと、政策体系が整理をされ、目標に向けたロジック、あるいは効果を測るためのKPIが明確となり、モニタリングがしやすいというメリットが1点目です。

次に2点目です。この評価結果は、総務省に報告された後に各省のホームページに公表されます。また、次年度には国会報告がなされるというスキームです。したがって、第三者の目による評価の実施がされる、あるいは法務大臣の決定、さらには国会報告、国民への公表と、こういったプロセスを経るため、施策の正当性あるいはその効果というものを、効果的に説明できるものであると考えています。

次に、どういうスケジュールで進むのかについて簡単に御説明します。目を少し下に下ろしていただきまして、標準スケジュールのところですが、まず、年度の前半部分、4月から9月ですが、こちらの方で前年度の計画の評価を行います。そして、年度の後半、10月から3月ですが、ここで翌年度の実施計画の策定を行うということとされています。

したがって、現在御議論いただいている再発防止策につきましては、この制度を利用する場合には、通常の流れに従いますと、本年の12月までに実施計画の検討、確認を行い、来年2月末の政策評価有識者会議を経て、3月末に実施計画公表という運びになります。

ただ、当局としましては、この再発防止策をできる限り速やかに実施計画に反映したいと考えており、現在、そのような方向性で、担当部署とも調整を図っています。

続きまして、この実施計画の策定方法について、御説明します。資料の右下の辺り、矯正行政の政策体系というところを例にとって御説明します。ここにありますとおり、法秩序

の確立による安全・安心な社会の維持という基本政策があります。これは正に矯正行政の最終目標であると言い換えることができるかと思えます。そして、この最終目標を達成するために、矯正処遇の適正な実施という政策がありまして、この政策実現に向けて、様々な施策というものが複数ぶら下がっているといった立て付けになっています。

また、資料左下ですが、これらの施策群は一つの固まり、パッケージになっています。その目標達成までの道筋が、後でお示ししますロジックモデルで示されていまして、施策実施の活動目標等にK P I というものを設定しまして、年度ごとにそのモニタリングをすることによって施策の継続性を確認する、そして、最終的な評価は外部有識者による確認を経た後に国会に報告されるといったものです。

2 ページ目です。具体的にするとどうなるのかということの参考として、お示します。この活用イメージ、①パッケージとありますが、矯正局の施策群の詳細です。赤字で書きましたのは、これは飽くまでも仮定の話ですが、現在御検討いただいている再発防止の柱について、仮に現在のものに落とし込むとどうなるのかということのイメージを示しています。

また1枚おめくりいただきまして、今度はロジックモデルです。これが正に先ほど申し上げたような政策相互の関係を論理的な形で示したロジックモデルです。ロジックモデルの一番下、目指す社会の形というところに安全・安心な社会の実現というところがあり、これを実現するために具体的に何が活動として必要なのか、それぞれ活動目標は何なのか、それによってどのようなことが得られるのかということの論理的な関係を明らかにしたものです。同じく、赤字で示したところは、現在御検討いただいている再発防止策を仮に落とし込むとどうなるのかということを示したものです。

最後、資料の4ページ以降です。活用イメージとありまして、付属表あるいはK P I というところ。これが取組状況をモニタリングするための指標、あるいは成果を測定するための指標を整理した付属表と呼ばれているものです。具体的には、活動目標に掲げられた指標を毎年確認し、政策がうまく回っているのかということモニタリングします。その上で、御議論いただいている再発防止策を実施するに当たり、この付属表の指標を修正したりですとか、新たな指標を追記することが必要であると考えています。現在、再発防止策の検討と並行して、この指標にどういうものを取り込むべきなのかということも当局において検討しているという状況です。

駆け足でございますが、説明は以上となります。

○永井座長 ありがとうございます。非常に中身の濃い御説明をしていただきましたが、ただいまの事務局からの説明に関して、御質問等ありますでしょうか。

○田島委員 今の説明に直接の質問ではないですが、今回の再発防止策は、今挙がっているだけでも相当な中身だと思います。これを政策評価制度を使って評価していくということは分かったのですが、実現するための矯正局内部のサポート体制といったところの検討はしているのでしょうか。先ほど、一部エース級の方を研修して配置するといった話もありましたが、そういう人たちをサポートする仕組みであるとか、何か少し別な部署を矯正局の中で作って、サポートをしながら現場とやり取りをしていかないと、文化を変えていくという大変な作業なので、相当な御苦勞なんじゃないかと思うんです。その辺りの検討をされているかどうかを教えてください。そうしないと、評価まで行っても多分形骸化してしまうと思います。

○細川総務課長 大変な作業であり、難しい作業であり、業務量もあるということは私どもも認識しています。今、これをまとめることに傾注していますが、その後のことも考えていかななくてはならないというのは当然のことですので、まだ具体的な検討はしていませんが、どういう体制でやっていくのかということはこの次の課題だと認識はしていますので、考えていきたいと思っています。

○永井座長 どうもありがとうございます。

まだまだ議論すべきことはあると思いますが、本日はここまでにさせていただきたいと思います。

先ほど申しあげましたように、次回、5月23日火曜日ですね、第9回の委員会におきましては、本日の続きから始めまして、素案の残りの4項目、項目の3番、5番、6番、7番について議論していきたいと思っています。それから、素案にある七つの項目以外にも新たに項目を追加すべきか、そして、報告書に掲載する順番としては素案どおりで差し支えないかどうかといった全体の構成に関する事項についても議論していきたいと思っています。

なお、ここで行政調査の進捗状況について事務局から追加の御説明があるということですので、お願いしたいと思います。

○新池谷監査室長 席上に配布している配布資料16を御覧ください。前回の第7回会議におきまして、当局が実施した行政調査の最終結果を、2月24日にお配りした配付資料10からの変更点を中心に御説明しました。その内容は、資料16の1ページ目の第1の記載

及び別添1、2に記載しているとおりでございまして、その内容に変更はありません。

その後、別添4をもちまして、4月28日に監督職員を含む33名の職員に対しまして懲戒処分等を科すとともに、うち13名について、名古屋地方検察庁検察官に事件送致をしたところですが、改めまして、懲戒処分等の対象とされた者の人数及び行為の件数について御説明します。

資料16の2ページ、第2を御覧ください。今回の懲戒処分等の対象とされた者は合計33名となりますが、その内訳は、1に記載のとおり、不適正処遇を自ら行った行為者としての責任を負う者が22名、指導監督に十全を欠き一連の不適正処遇を未然に防止することができなかった監督者としての責任を負う者が8名、その他、同僚職員が身体に対する不適切な実力行使をしている状況を現認しながら上司に報告しない報告懈怠等が認められた者が3名となっています。

その上で、行為者としての責任を負う者及び報告懈怠等が認められた者の個人別の具体的な行為態様や件数については、別添3のとおりです。

なお、これまで第三者委員会に対しましては、行為者ごとにアルファベットを付しまして、行為態様や件数等を御説明してきましたが、そのような説明との連続性を担保するために、別添3記載の行為者名及び別添4記載の被処分者名の横にも同様の符号を付し、ひもづけができる形にしていますので、適宜御参照いただけたらと思います。

配布資料16の第2の2のとおり、懲戒処分等の対象とされた行為の件数につきましては、資料16の第1の2に記載の不適正処遇の合計件数である419件とは異なっておりまして、合計で425件となっています。その理由につきましては、まず、身体に対する不適切な実力行使としてカウントした99件については、全件を懲戒処分等の対象としていますが、その他の不適正処遇にカウントしました320件のうち9件については、懲戒処分等の対象から除外をしています。その理由は、一つ目の※印、下線部のとおり、行為の動機、経緯、態様等に鑑みて事案が極めて軽微であり、不利益処分である懲戒処分の対象とすることが相当でないと判断したことによるものです。具体的なところは二つ目の※印のところに書いてあるとおりです。

また、もともと不適正処遇としてはカウントしていませんでした、不適正処遇を目撃するなどしていた者の件数が全体で35件確認されたところですが、第2の2の後段に記載のとおり、身体に対する不適切な実力行使の状況を現認するなどした15件について、責任の程度が重いと判断をし、懲戒処分等の対象としました。したがって、不適正処遇と

してカウントした419件から軽微な不適正処遇9件を除外し、これに身体に対する不適切な実力行使の状況を現認するなどした15件を加えまして、懲戒処分等の対象とした件数は425件になるものです。

なお、土足で居室内に立ち入る状況を現認するなどした、その他の不適正処遇の状況を現認しながら上司に報告しなかった20件につきましては、現認した不適正処遇の態様が軽微ですので、懲戒処分等の対象とはせずに、今後の対応に遺漏がないよう指導することで対応しました。

以上で説明を終わります。

○永井座長 どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から次回の会議について連絡をお願いします。

○煙山参事官 次回の委員会につきましては、5月23日火曜日午前9時から、法務省内の会議室での開催を予定しています。永井座長からお話がありましたとおり、本日に引き続き、再発防止策について御議論賜ればと思います。

その他詳細については、追って御連絡します。

○永井座長 どうかよろしくをお願いします。

本日の議事概要につきましては、事務局で取りまとめの上、委員の皆様を確認をしていただきます。その上で、運営要領に従った公表を行いたいと思います。

それから、本日の配布資料ですが、資料17の政策評価制度の活用については、まだたたき台という位置付けです。ですので、今回は非公表の資料として扱いまして、6月末にまとめる報告書を公表する段階で併せて公表することにした方がいいのではないかと考えています。他方で、配布資料16につきましては、特に公表に適さない内容はないと思われまますので、公表することでもいいのではないかと考えています。そのような取扱いということでもよろしいでしょうか。

では、そのようにいたします。

事務局におかれましても、今御了解いただいた形で公表するよう、よろしくをお願いします。

○煙山参事官 承知いたしました。

○永井座長 それでは、これをもちまして第8回の委員会を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。